

スポーツ団体ガバナンスコードに係る自己説明

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則 1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	—
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	A
会則に則り、理事を選任し運営している。	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
運営に必要な法令等を理解し順守している。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
会長、副会長、理事長、常務理事、理事、事務局長が協会運営に携わり、監事において監査を行う体制を整え運営している。	
原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	B
各部門の実績及び次期計画を立案し、総会にて発表している。 ただし、公表までには至っていないため、来期以降にホームページに公表していく。	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
愛知県スポーツ協会、日本テニス協会が開催する年一回のコンプライアンス教育を必ず受講するように案内、促進をしている。	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
・指導者に対しては、指導者講習会を通じてコンプライアンスの重要性を説いているが、全ての加盟団体の指導者への周知には至らず、今後は講習会の実施も含めてコンプライアンス意識の徹底を図る計画である。 ・選手に対しては、個人競技であり年齢層も大きくなばらつきがあるためホームページでの紹介や、指導者を通じてコンプライアンス教育を促していく。	

原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
監事を公認会計士に委嘱し、毎年の決算を監査する体制を取っている。 年度決算及び次年度予算は総会にて公表し、理事の承認を得るプロセスを踏んでいる。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
法令遵守し使用、報告している。	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(1)に同じ。	
原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
法令に基づき、適切に開示している。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
協会役員名簿および組織運営体制の公表をホームページで行っている。	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
今後、対応予定。	